



環境省報道発表

令和5年2月24日(金)

令和3年度振動規制法等施行状況調査の結果について

1. 環境省では、振動防止行政の一層の推進を図るため、毎年度、全国の都道府県、市及び特別区を通じ、振動規制法に基づく各種措置の施行状況等について調査を行い、その結果を取りまとめています。
2. この度、都道府県等からの報告に基づき、令和3年度における振動に係る苦情の件数のほか、振動規制法に基づく地域指定の状況、届出件数及び措置の状況等について取りまとめましたのでお知らせします。

【添付資料】

- ・ 別添 令和3年度振動規制法等施行状況調査の詳細

※ 調査により得られた自治体毎のデータは、後日「令和3年度振動規制法等施行状況調査報告書」としてホームページで公表する予定です。

<https://www.env.go.jp/air/sindo/index.html>

<概要は次ページ以降>

内容についての問合せ先
環境省水・大気環境局
大気環境課大気生活環境室
代表 03-3581-3351
直通 03-5521-8299
室長 水原 健介
室長補佐 尾崎 徹哉
係長 東海林 大輔

■ 調査結果の概要

(1) 振動に係る苦情の件数

振動に係る苦情の件数は、令和3年度は4,207件（前年度4,061件）で、前年度に比べ146件（3.6%）増加しました。

苦情の内訳をみると、建設作業が最も多く、2,902件（全体の69.0%）、工場・事業場が698件（同16.6%）、道路交通が304件（同7.2%）等でした。

(2) 振動規制法に基づく地域指定の状況及び届出件数

振動規制法に基づく規制地域を有する市区町村は、令和3年度末時点で、全国の市区町村数の72.1%に当たる1,256市区町村（前年度1,255市区町村）でした。

同法に基づき届出された規制対象の工場・事業場（特定工場等）の総数は、令和3年度末時点で、全国で126,903件（同127,332件）でした。また、同法に基づき令和3年度に届出された規制対象の建設作業（特定建設作業）の総数は、49,898件（同46,973件）でした。

(3) 振動規制法に基づく措置の状況

令和3年度の振動規制法の指定地域内の特定工場等に係る苦情の件数は114件（前年度108件）でした。当該年度に行われた振動規制法に基づく報告の徴収は14件（同23件）、立入検査は56件（同74件）、振動の測定は23件（同22件）で、測定の結果、規制基準を超えていたものは1件（同2件）でした。また、行政指導が70件（同82件）、同法に基づく改善勧告及び改善命令が0件（同0件）でした。

指定地域内の特定建設作業に係る苦情の件数は718件（同749件）でした。当該年度に行われた振動規制法に基づく報告の徴収は134件（同127件）、立入検査は483件（同561件）、振動の測定は72件（同84件）で、測定の結果、規制基準を超えていたものは8件（同7件）でした。また、行政指導が498件（同612件）、同法に基づく改善勧告及び改善命令が0件（同0件）でした。

以 上

振動規制法等施行状況調査の詳細

I. 振動に係る苦情の件数

(1) 苦情件数の推移

令和3年度に全国の地方公共団体が受理した振動に係る苦情の件数は4,207件であった。これは、前年度(4,061件)と比べて146件(3.6%)の増加となった(図1)。

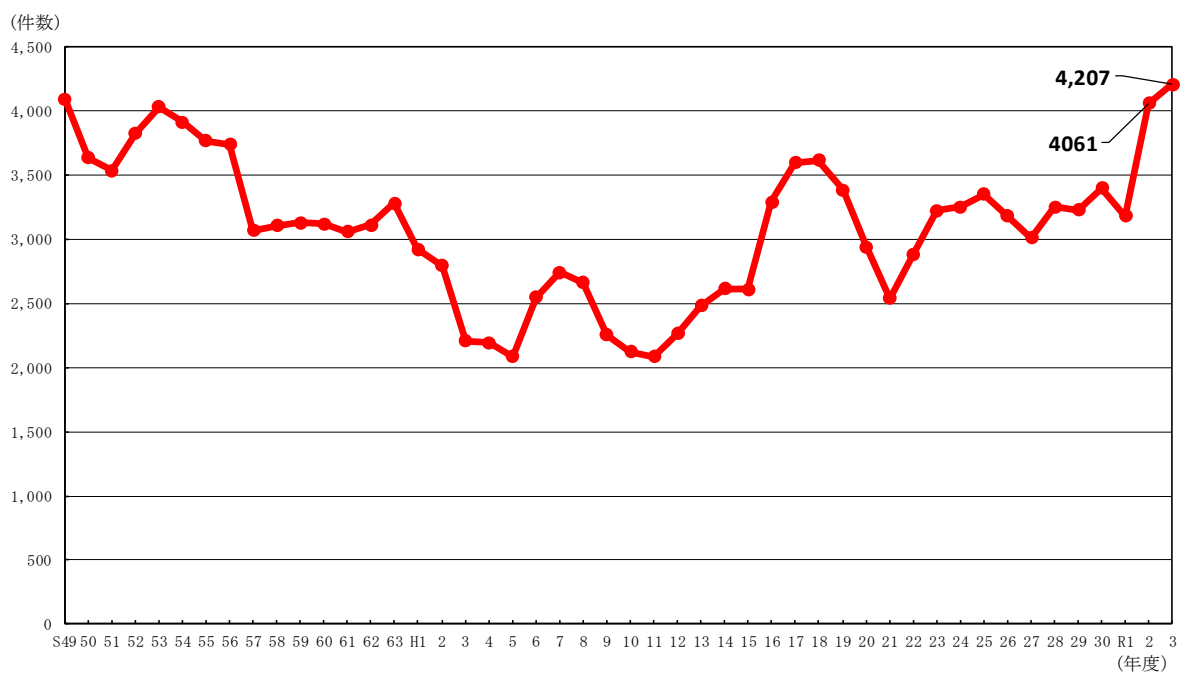


図1 苦情件数の推移

(2) 発生源別の苦情件数

令和3年度の苦情件数を発生源別にみると、建設作業が2,902件（全体の69.0%）で最も多く、次いで工場・事業場698件（同16.6%）、道路交通304件（同7.2%）、鉄道29件（同0.7%）の順となっている（図2、図3）。

また、前年度と比較すると、建設作業に係る苦情が35件（1.2%）、工場・事業場に係る苦情が76件（12.2%）、道路交通に係る苦情が38件（14.3%）それぞれ増加し、鉄道に係る苦情が8件（21.6%）減少した。

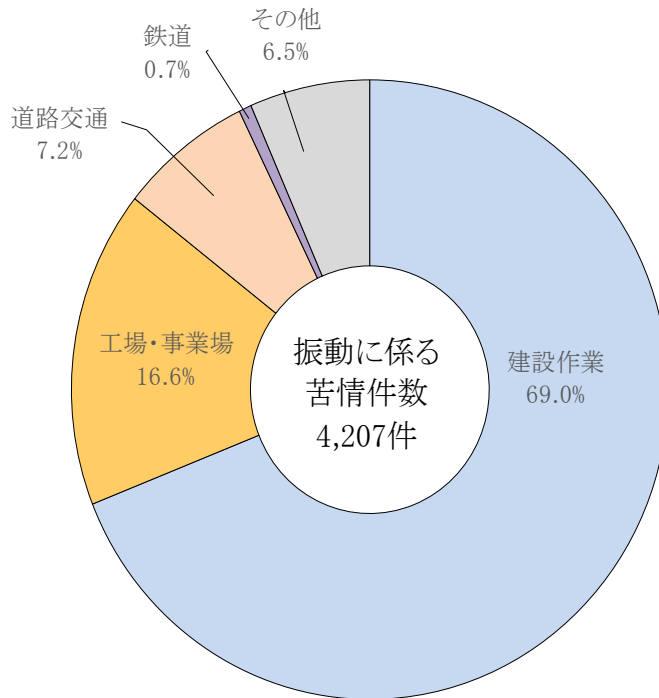


図2 苦情件数の発生源別内訳(令和3年度)

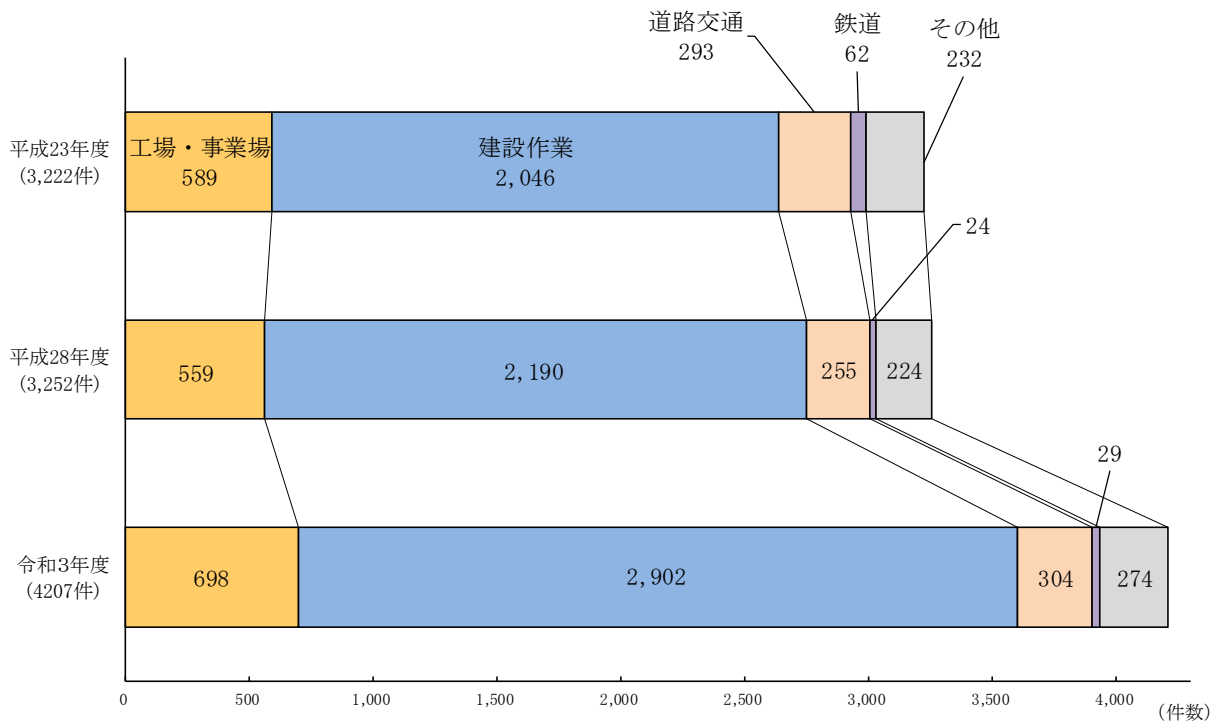


図3 5年毎の苦情件数の発生源別内訳

(3) 都道府県別の苦情件数

令和3年度の苦情件数を都道府県別にみると、東京都の1,116件が最も多く、次いで大阪府が441件、神奈川県が407件、千葉県が381件、埼玉県が324件となっている。上位5都府県で総苦情件数の63.4%を占めており、大都市を有する地域において苦情が多かった。この傾向は、人口100万人当たりの苦情件数においてもほぼ同様であった(表1)。

苦情件数を前年度と比較すると、47都道府県中27都道県で苦情が増加し、20府県で減少した(表2)。

表1 都道府県別苦情件数(上位5都道府県)

	苦情件数		人口100万人当たりの苦情件数	
	都道府県	件数	都道府県	件数
1	東京都	1,116	東京都	81
2	大阪府	441	千葉県	60
3	神奈川県	407	大阪府	50
4	千葉県	381	神奈川県	44
5	埼玉県	324	埼玉県	44
	全国	4,207	全国平均	33

注) 人口は令和4年1月1日の総務省統計局推計人口による。

表2 都道府県別苦情件数の対前年度増減状況

都道府県	苦情件数		対前年度比増減状況		都道府県	苦情件数		対前年度比増減状況	
	令和2年度	令和3年度	増減	増減率		令和2年度	令和3年度	増減	増減率
北海道	80	85	5	6.3%	滋賀県	26	28	2	7.7%
青森県	14	10	△4	△28.6%	京都府	72	52	△20	△27.8%
岩手県	4	15	11	275.0%	大阪府	486	441	△45	△9.3%
宮城県	34	23	△11	△32.4%	兵庫県	122	151	29	23.8%
秋田県	14	10	△4	△28.6%	奈良県	8	17	9	112.5%
山形県	7	4	△3	△42.9%	和歌山県	19	18	△1	△5.3%
福島県	15	18	3	20.0%	鳥取県	8	11	3	37.5%
茨城県	63	54	△9	△14.3%	島根県	3	7	4	133.3%
栃木県	14	30	16	114.3%	岡山県	62	60	△2	△3.2%
群馬県	39	45	6	15.4%	広島県	48	44	△4	△8.3%
埼玉県	310	324	14	4.5%	山口県	11	12	1	9.1%
千葉県	287	381	94	32.8%	徳島県	6	7	1	16.7%
東京都	1,104	1,116	12	1.1%	香川県	10	5	△5	△50.0%
神奈川県	413	407	△6	△1.5%	愛媛県	12	15	3	25.0%
新潟県	22	46	24	109.1%	高知県	6	9	3	50.0%
富山県	9	13	4	44.4%	福岡県	91	106	15	16.5%
石川県	11	22	11	100.0%	佐賀県	20	10	△10	△50.0%
福井県	20	13	△7	△35.0%	長崎県	8	6	△2	△25.0%
山梨県	10	9	△1	△10.0%	熊本県	37	53	16	43.2%
長野県	21	17	△4	△19.0%	大分県	23	17	△6	△26.1%
岐阜県	42	43	1	2.4%	宮崎県	15	16	1	6.7%
静岡県	51	54	3	5.9%	鹿児島県	21	17	△4	△19.0%
愛知県	333	320	△13	△3.9%	沖縄県	7	12	5	71.4%
三重県	23	34	11	47.8%	合計	4,061	4,207	146	3.6%

注) △は減少を示す。

(4) 規制対象とそれ以外の苦情件数との比較

令和3年度の工場・事業場に対する苦情総数は698件であり、そのうち振動規制法の規制対象となる指定地域内の特定工場等に対するものは114件（全体の16.3%）であった。また、建設作業に対する苦情総数2,902件のうち、同指定地域内の特定建設作業に対する苦情は718件（全体の24.7%）であった（表3）。

表3 規制対象とそれ以外の苦情件数（工場・事業場、建設作業）

発生源の種類 年 度		工 場 ・ 事 業 場					建 設 作 業				
		特定工場等		左記以外		計	特定建設作業		左記以外		計
		指定地域内	指定地域外	指定地域内	指定地域外		指定地域内	指定地域外	指定地域内	指定地域外	
令和2年度	件数	108	10	452	52	622	749	12	2,053	53	2,867
	%	17.4%	1.6%	72.7%	8.4%	100.0%	26.1%	0.4%	71.6%	1.8%	100.0%
令和3年度	件数	114	11	494	79	698	718	1	2,098	85	2,902
	%	16.3%	1.6%	70.8%	11.3%	100.0%	24.7%	0.0%	72.3%	2.9%	100.0%

Ⅱ. 振動規制法に基づく地域指定の状況及び届出件数

(1) 地域指定の状況

振動規制法に基づく規制地域を有する市区町村は、令和3年度末時点で1,256市区町村（前年度1,255市区町村）であり、全国の市区町村数の72.1%（同72.1%）であった（表4）。

表4 振動規制法地域指定の状況（令和3年度末現在）

	市	区	町	村	計
全市区町村数	792	23	743	183	1,741
振動規制法地域指定	759	23	434	40	1,256
割合（%）	95.8%	100.0%	58.4%	21.9%	72.1%

(2) 特定工場等総数及び特定施設の届出数

令和3年度末時点の振動規制法に基づき届出されている特定工場等の総数は、126,903件で前年度（127,332件）に比べ429件（0.3%）減少した。

また、特定施設の総数は851,349件で前年度（849,851件）に比べ1,498件（0.2%）増加した。

特定工場等総数の内訳をみると、主な特定施設として圧縮機を届け出ているものが全体の37.7%と最も多く、次いで、金属加工機械が29.2%、織機が13.1%の順となっていた（表5の①）。

特定施設総数の内訳をみると、金属加工機械が全体の30.7%と最も多く、次いで織機が27.4%、圧縮機が26.1%の順となっていた（表5の②）。

表5 法に基づく届出件数（令和3年度末現在）

①特定工場等総数			②特定施設総数		
主要な設置特定施設	総数	(%)	特定施設	総数	(%)
金属加工機械	37,045	29.2%	金属加工機械	261,356	30.7%
圧縮機	47,858	37.7%	圧縮機	222,412	26.1%
土石用破碎機等	4,482	3.5%	土石用破碎機等	20,918	2.5%
織機	16,639	13.1%	織機	233,412	27.4%
コンクリートブロックマシン等	786	0.6%	コンクリートブロックマシン等	2,737	0.3%
木材加工機械	2,317	1.8%	木材加工機械	4,549	0.5%
印刷機械	9,189	7.2%	印刷機械	34,219	4.0%
ロール機	645	0.5%	ロール機	3,448	0.4%
合成樹脂用射出成形機	6,834	5.4%	合成樹脂用射出成形機	62,480	7.3%
鋳造型機	1,108	0.9%	鋳造型機	5,818	0.7%
計	126,903	100.0%	計	851,349	100.0%

(3) 特定建設作業の実施届出件数

令和3年度の振動規制法に基づく特定建設作業実施届出件数は49,898件で前年度(46,973件)に比べ2,925件(6.2%)増加した。

その内訳をみると、ブレーカーを使用する作業が43,397件(全体の87.0%)と最も多く、次いでくい打機等を使用する作業が4,591件(同9.2%)であった(表6)。

表6 特定建設作業の届出件数

特定建設作業の種類	届出件数	(%)
くい打機等を使用する作業	4,591	9.2%
鋼球を使用して破壊する作業	1,089	2.2%
舗装版破碎機を使用する作業	821	1.6%
ブレーカーを使用する作業	43,397	87.0%
計	49,898	100.0%

Ⅲ. 振動規制法に基づく措置の状況

(1) 特定工場等に対する措置等の状況

令和3年度の振動規制法の指定地域内の特定工場等に係る苦情の件数は114件（前年度108件）であった。

これに対して、振動規制法に基づき行われた措置等の件数は、立入検査が56件（同74件）、報告の徴収が14件（同23件）、振動の測定が23件（同22件）であった。

測定の結果、規制基準を超えていたものは1件（同2件）、改善勧告及び改善命令が0件（同0件）であった。なお、これらの振動規制法に基づく措置のほか、行政指導が70件（同82件）行われた（表7）。

表7 指定地域内の特定工場等振動に係る措置等の状況

	令和2年度	令和3年度
立入検査	74	56
報告の徴収	23	14
振動の測定	22	23
（うち基準超過）	2	1
改善勧告	0	0
改善命令	0	0
行政指導	82	70
（参考）苦情件数	108	114

(2) 特定建設作業に対する措置等の状況

令和3年度の振動規制法の指定地域内における特定建設作業に係る苦情の件数は、718件（前年度749件）であった。

これに対して振動規制法に基づき行われた措置等の件数は、立入検査483件（同561件）、報告の徴収134件（同127件）、振動の測定72件（同84件）であった。

測定の結果、基準を超えていたものは8件（同7件）であり、改善勧告及び改善命令が0件（同0件）であった。なお、これらの振動規制法に基づく措置のほか、行政指導が498件（同612件）行われた（表8）。

表8 指定地域内の特定建設作業振動に係る措置等の状況

	令和2年度	令和3年度
立入検査	561	483
報告の徴収	127	134
振動の測定	84	72
（うち基準超過）	7	8
改善勧告	0	0
改善命令	0	0
行政指導	612	498
（参考）苦情件数	749	718

(3) 道路交通振動に対する措置の状況

令和3年度の振動規制法の指定地域内における道路交通振動の苦情の件数は269件(前年度243件)であった。

これに対して振動規制法に基づき行われた措置は、振動の測定が87件(同83件)であり、測定の結果、要請限度を超えていたものが3件(同1件)であった。また、都道府県公安委員会に対する要請及び道路管理者に対する要請が0件(同0件)であった。

なお、これらの振動規制法に基づく措置のほか、都道府県公安委員会に対する同様の措置依頼が3件(同8件)、道路管理者に対する措置依頼が84件(同81件)であった(表9)。

表9 指定地域内の道路交通振動に係る措置等の状況

	令和2年度	令和3年度
振動の測定	83	87
（うち要請限度超）	1	3
公安委員会への要請	0	0
道路管理者への要請	0	0
要請以外の公安委員会への措置依頼	8	3
要請以外の道路管理者への措置依頼	81	84
（参考）苦情件数	243	269